平成２４年（フ）第４９２１号
大阪市生野区巽南５丁目14番44号　マンションリバー201号
債務者　平井　昭子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２２号
大阪市北区天神橋６丁目５番16号
債務者　米澤津屋子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２４号
大阪市西成区旭１丁目９番21号　アーバンハイツＫⅡ401号
債務者　那須　広代（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２６号
大阪府大東市灰塚５丁目７番14号　橋井文化１Ｆ
債務者　青木　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６号
香川県小豆郡小豆島町木庄甲２番地４
債務者　濱本　浩幸
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１８７号
香川県高松市成合町781番地２　フォブールタウン成合Ｂ棟103号室
債務者　黒木　浩晴
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
長崎県長崎市三原１丁目22番５号　村木アパート102
債務者　桑内ヨシミ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
長崎県長崎市金堀町54番18号
債務者　西尾めぐみ（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
長崎県長崎市立岩町４番54―202号
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
長崎県長崎市宝栄町９番２号、旧住所長崎県長崎市川平町383番地５　川平ファミリーコーポＡ棟202号
債務者　黒田フミ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
長崎県諫早市栄田町45番37号　栄田ハイツ201号、住民票上の住所長崎県雲仙市吾妻町牛口名234番地
債務者　野中　五月
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
長崎県諫早市高来町上与272番地３、前住所長崎県諫早市小長井町牧102番地
債務者　平野　健一（旧姓野田・鑄場﨑）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
長崎県諫早市栄田町23番46号　クイーンハウス栄田202号、登記記録上の住所長崎県北高来郡小長井町井崎名2358番地３
債務者　大島由美子（旧姓陣内）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
岩手県北上市若宮町１丁目４番７号、前住所岩手県奥州市江刺区広瀬字下沢280番地２
債務者　阿部　　優
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５５９号
仙台市若林区成田町25番地の２　成田ハイツ201
債務者　下沖　　忠
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
福島県いわき市泉町１丁目15番地の５
債務者　橋本　純一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２９３号
茨城県笠間市笠間20番地３
債務者　安見　正行
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所